

第5章 推進体制の整備等

1 基本計画の推進体制

この基本計画の実施に当たっては、知事を本部長とする県人権教育・啓発施策推進本部の下、関係部局相互の緊密な連絡調整を図り、総合的かつ効果的な関係施策の推進に努めます。また、関係部局においては、この基本計画の趣旨を十分踏まえ、関係施策を実施します。

2 国、市町村、民間団体・企業等との連携及び自主的取組の促進

人権教育・啓発を進めるためには、国や市町村、民間団体・企業、ボランティア・NPO等との連携を密にして、相互の協力体制の強化を図り、人権関連情報、指導者、教材等、それぞれが保有する人権教育・啓発の推進に必要な情報を共有するとともに、それぞれの役割に応じて自主的な取組を推進する必要があります。

(1) 国との連携

国の人権教育・啓発施策に呼応した取組の着実な推進を図るとともに、鹿児島地方法務局など国の機関との連携を深め、各種行事や啓発資料の総合調整など相互に協力しながら、人権教育・啓発の効果的な推進を図ります。

(2) 市町村との連携及び取組の促進

市町村は地域住民にとって最も身近な地方公共団体であり、地域の実情に即したきめ細かい取組を行うことが期待されています。このため、市町村が実施する人権教育・啓発に関わる自主的な取組に対し、必要な情報や教材の提供、研修講師の斡旋などの支援を行うとともに、市町村職員の人権意識の高揚を目的とした各種研修等の取組に対しても、同様の支援を行います。また、県及び市町村で組織する県同和対策連絡協議会との連携を図ります。

(3) 民間団体・企業等との連携及び取組の促進

人権教育・啓発を進めるためには、行政だけでなく、民間団体・企業等における積極的な取組がなされなければ実効性を上げることはできません。

このため、県人権同和问题啓発推進協議会との連携も図りながら、民間団体や企業等が行う人権教育・啓発に関わる自主的な取組に対し、必要な情報や教材の提供、研修講師の斡旋などの支援を行います。

また、人権教育・啓発にかかわる関係団体、ボランティア・NPO等との連携を強化し、県民の人権尊重の意識の一層の普及・高揚を図ります。

3 基本計画のフォローアップ、見直し

この基本計画の進捗状況については、年度ごとに、ホームページ等を活用して情報を提供するとともに、フォローアップを行い、その結果を施策の推進に反映します。

また、この基本計画は、国の動向等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとします。